

第3節 鉢鼓(伏鼓)について

[1]

近年の考古学の動向の中でも、中・近世の遺構・遺物の研究が進展している。県下における状態も同様であって、考古学からの知見により、中・近世の物質文化の一端がやや分明になりつつある。

本報告書も当該の遺構・遺物を多数掲載している。当該の遺物は、編集者が整理事業進行過程の段階で筆者の元“どの様な遺物種であるか”と言ふことで持ち込まれたもので、これを機として、本小項の設定をして戴いた。本小項立てをするに就いての意義付は下記に示とおりである。

1. 当遺跡出土の他種の遺物と比較した場合特種遺物であること。
2. 当遺跡の性格付に重要な存在であること。
3. 当該期の諸遺跡の類例を鑑ても希少性が高いこと。
4. 上野国が室町時代鉄物的一大生産地（註1）であったが、この上野産鉄物と想定される遺物が少ない現状で、上野産品の可能性が想起されること。

以上により当該遺物に就いての小項を設定した。なお、筆者は、発掘調査には立ち合っていないため、出土状況等に就いては、編集者及び調査時に作製・撮影された図面類・写真等から得た。

[2]

第3章において若干の記述を行ったが不完全であったので、ここでは第3章の記述を補足しておく。

上面には、内・外区を分ける二条の隆線を鋳出し、内区には、素文の撞座を鋳出している。撞座は全体的に窪んでいる。外区には周縁直下に圈線状の細い隆線を廻らせている。そして、これらは、同心円で直円を呈している。胴部には、2ヶ1対の吊手を鋳出している。形状は、形骸化した“魚”を表出しているが、各部の割込みは明確に看取される。厚さは均一で、各面の仕上がり状態は丁寧である。そして、この部分は本体と同時に鋳出している。これは、孔の部分の胴体側は、孔がやや割っている点と、吊手と胴体の接する部分周辺では、薄く幕状になっており、熱圧着ではなく同時に鋳出したものと判断した。

裾部内面に認められる“足”は、伏鉢としての機能を具備させるものである。この足部は、断面形状が蒲鉾状を呈するが、外面側はやや丸味を帯び「●」の如くに鋳出されている。又、3本のうち2本は先端部のみを欠損するが、1本は途中から欠損し、欠損面を整形している。

器面は全体に遺存が良好である為鋳型の成形・鋳出し後の整形が看取される。鋳型は回し型作りで、胴部内面には中子型の回転成形の痕跡が認められ、外面は、回転成形時の横位の条線を撫で消し平滑に仕上げ鋳出している。又、裾部内面には“鎧掛”的目痕が認められる。この鎧目痕から、鎧本体の目はやや疎な状態であることが判読でき、近世刃剣の上作ものの茎に見られる鎧目痕とはやや異なりやや疎い。又、この一単位は約9mm程であり、現代の曲尺3分程に相当して

いる。ただ、磨き主体の材質は、金属・礫等が考えられるが、錚鼓自体の材質より硬いものであることは明らかである。礫を用いた場合は“砥石”的なものが考えられるが、鏃目痕からは、砥石によるとヒケ傷とは異なり、“砥石”は否定出来、主体材質は、金属であって、最も入手が易い。“鉄”であったと判断したい。鉄製鏃は、近世では金工製品に通有に用いられている。

使用痕は明確に判断させる状態はほとんどない。本品に使用痕を求めるならば、撞座・吊手・足の三ヶ所であろうが、後二者には全くない。撞座は、全体が窪む点では、叩き使用に伴うものとも思われるが、断面を顕微鏡観察を実施しない限り判断できない。ただ、撞座の上半端部は下半部端と比較するとやや“潰れ”が認められる。しかし、叩面は判断し難いが、この潰れが使用痕として考えられる。

本品には“型”的付着は認められない。総体的には、仕上がりは丁寧であったと考えられる。

[3]

所産年代は、本品が無銘文のため、明らかでない。のことより、上限・下限を共伴遺物から求め相対年代として考えたい。下限としては下位部出土の13点の土師質土器皿があり、これが示す年代観（註2）は15世紀中頃同末であり、第653図1・4・付図3（C—C'）の示す15世紀末は、ほぼ本品が廃棄された年代に近いものと判断できる。（出土状況より）。上限は、本品を出土した溝なし当遺跡から出土した遺物に求められる。しかし、当該遺物の通有知見では、鎌倉時代以降であり、上限は、鎌倉時代に求められる。そして当遺跡における、13世紀代の遺物は、伝世品ないし古物の入手と考えられ、必然的に14世紀代に求められる。当遺跡の14世紀代の様相は、古い一群に有孔盤形火鉢があり、14世紀中頃（第2四半期）の年代に相当させられ、板碑の様相でも14世紀中頃が上限に考えられている。又、割愛した破片資料にもこの時期の遺物（土器類）も少なからずもあり、一応の年代観としては14世紀中頃15世紀後半の約150年間に考えられる。ただし、本品も伝世したものとしての存在は考慮していない。この点では矛盾が満ちているが、県内における鎌倉時代の遺物様相（遺跡）は大御堂遺跡しかなく、判断でき兼ねることが大半である。中世における物質文化は、南北朝期以降に隆盛期が達する点と、鋳物製品が至徳年間を界として多く鋳造されていることなどを勘案して伝世品としての存在は想定していない。すなわち、本品の年代観としては、当遺跡で館の構築される14世紀後半頃に推定しておきたい。そして、本品は、精神文化（淨土宗・時宗）に係わることは想定出来るが、当遺跡が寺院に係るかは判断し難い。

註1 拙著『上野国府中妙見寺應永17年在銘梵鐘考』「群馬文化」213 群馬県地域文化研究協議会1988

註2 『上野国分僧寺・尼寺中間地域』1・2群馬県埋蔵文化財調査事業団1987・1988

※ 本稿執筆中新たに伏鉦が出土していることが判明した。レイアウト終了後のことであり図化掲載できなかった。この伏鉦は、直径7.3cmの真円形を呈するものである。所産年代は近世のものと思われるものであり、表土層中よりの出土である。遺跡地は字名“寺前”が認められ、伏鉦・字名から寺院の存在も考慮される。現在は同地に小宇堂が存在しており、可能性は大と言える。又、近世陶器は寺院遺物であったかも知れない。今後再考したい。

（木津博明 当事業団主任調査研究員）